



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*60 和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (建築住宅課) 1

○ 告示

711 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) 3

712 救急病院の認定 (医務課) 3

713 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課) 3

714 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (") 4

715 保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課) 5

716 道路の位置の指定 (都市政策課) 5

規 則

和歌山県規則第60号

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県営住宅条例施行規則（平成9年和歌山県規則第95号）の一部を次のように改正する。

別記第12号様式を次のように改める。

別記第12号様式 (第14条関係)

県営住宅入居者収入申告書

和歌山県知事様

年 月 日

添付書類
1. 入居者及びその同居者全員の収入を証明する書類
2. 入居者及びその同居者全員が記載された住民票の謄本
3. 入居者又はその同居者が和歌山県営住宅条例施行規則第1条の9第1号アからウまでのいずれかに該当する障害者等の場合は、その事実を証する書類
4. その他通知書が必要と認めらるる書類

住所 _____
氏名 _____
自宅電話番号 (_____)

和歌山県営住宅条例 (平成9年和歌山県条例第42号) 第16条第1項 (同条例第46条第2項において準用する場合を含む。) の規定により下記のとおり 年の収入について申告します。

整理番号 _____

入居年月日 _____ 年 月 日

入居者番号	12
管理用	

記

家族番号	氏名		生年月日	性別	勤務先又は事業所の名称	電話番号	給付事業その他	所得控除	入居年月日	個人番号
	フリガナ	セイメイ								
14	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の別記第12号様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第711号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成30年7月6日まで縦覧に供する。

平成30年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成30年6月6日

2 名称

特定非営利活動法人ふれあい作業所

3 代表者の氏名

六川廣治

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡有田川町大字徳田1417番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者の福祉向上を目指し、生活の支援をすると共に、社会復帰を促進するために自立に関わる事業を行い、保健、医療または福祉の増進を図る活動に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第712号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称 有田南病院

2 所在地 有田郡有田川町大字小島15番地

3 有効期限 平成33年6月10日

和歌山県告示第713号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）松源岩出中迫店
和歌山県岩出市中迫字中ノ池560番1他
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松源 代表取締役 桑原太郎
和歌山県和歌山市田屋138番地
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社松源 代表取締役 兼田守
和歌山県和歌山市田屋138番地
（変更後）株式会社松源 代表取締役 桑原太郎
和歌山県和歌山市田屋138番地
- 4 変更年月日
平成30年2月21日
- 5 変更した理由
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名変更のため
- 6 届出年月日
平成30年5月25日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
岩出市事業部産業振興課（岩出市西野202番地の3）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成30年6月19日から同年10月19日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第714号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール和歌山
和歌山県和歌山市中字楠谷573番地
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成30年和歌山県告示第78号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成30年6月19日から同年7月19日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第715号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第716号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3430	田辺市秋津町字東八町385番1の一部、里道	愛知県名古屋市緑区桶狭間上の山2017番地 坂口和也	平成 30.6.8	5.00	114.16